

認可外の居宅訪問型保育事業の 基準の運用と指導監督の方法の検討 (案)

※ これまでの専門委員会でのご意見や、地方自治体との
意見交換で出た意見を基に、事務局で整理したもの

令和元年（2019年） 5月31日

○研修受講に関する基準の運用	2
○利用者・保護者への周知等の検討	9
○指導監督の方法の検討	1 1

〔研修受講に関する基準の運用〕

1 研修の機会の確保方策

- 認可外の居宅訪問型保育事業者の指導監督権限を有し、質の確保・向上の一義的な責任を有する地方自治体の研修（民間事業者への委託を含む。）の実施・拡充に加え、地方自治体の研修だけでは機会の確保が難しい場合、（公社）全国保育サービス協会の研修の活用も必要ではないか。
また、都市部・都市部以外にかかわらず、複数の地方自治体での研修の分割受講や、複数の地方自治体による研修の共同実施（共同委託）を検討できないか。
- 法人の居宅訪問型保育事業者の自主的な質の確保・向上方策を活用することも必要。法人の事業者の業務実績のある地域では、当該事業者が、雇用等しているベビーシッターに対し、有効な自社研修の実績がある場合など一定の要件を満たす場合、厚生労働省が示す確認方法に基づき、研修の内容を都道府県等が確認した上で、「同等」の研修と認められれば、これらの自社研修の受講も認めることも必要ではないか。
- さらに、e-ラーニングなどで、地域に関わらず、研修の機会を効率的に確保する方策を検討すべきではないか。ただし、その際、演習や一部の講義は集まって、対面で実施するなど、質の担保が不可欠である。

2 個人のベビーシッターの研修受講促進方策

- 特に個人のベビーシッターについては、都道府県等が届出や毎年の運営状況報告により、研修受講状況を把握した上で、研修未受講者に受講を促すことが必要である。
- また、個人のベビーシッターが利用するマッチングサイトの運営者についても、ガイドラインに基づき、保育者が研修受講状況等を保護者に示すことを、保育者が遵守すべき事項として利用規約に定めることが適当であり、マッチングサイト運営者にガイドラインの周知を改めて徹底することが必要である。
さらに、マッチングサイトの運営者には、ガイドラインで、登録は届出を行った者に限るとともに、研修受講状況の確認を求めている。これに加え、登録前に保育者と面談することを推奨できないか。さらに、確認した資格や研修受講状況をマッチングサイトで公開することを保育者に促すことを推奨できないか。

3 事業者の自社研修や民間の研修事業者等が実施する研修の内容の確認方法

- 法人の居宅訪問型保育事業者が、雇用等しているベビーシッターに対し、有効な自社研修の実績がある場合など一定の要件を満たす場合、厚生労働省が示す確認方法に基づき、都道府県等が内容を確認した上で、「同等」の研修と認められれば、これらの自社研修の受講も認めることも必要ではないか。また、こうした法人の事業者の自主的な質の確保・向上方策を広めることを更に検討すべきではないか。
- 民間の研修事業者等（マッチングサイト運営者を含む）が実施する研修については、自社研修と同様、都道府県等が内容を確認した上で、「同等」の研修と認められれば、これらの研修受講も認めることになるが、当面、研修の機会の確保状況を各都道府県等で把握した上で、必要に応じ、都道府県等から厚生労働省に個別に相談して判断することとしてはどうか。
なお、マッチングサイト運営者の研修については、自社研修を行う法人の事業者との違いも考慮し、登録時に面談し、資格や研修受講状況等を適切に確認している場合など一定の要件を満たす場合に限定することが必要ではないか。

4 その他

- 保育士又は看護師、さらに子育て支援員研修受講者であって、居宅訪問型の保育に特化した講義を受けていない者については、補足研修の機会の確保方策も検討し、順次機会を確保した上で、まずは居宅訪問型保育の実務経験のない保育従事者について、補足研修の受講を推奨してはどうか。特に補足研修については、都道府県等ごとに研修の機会を確保することが難しいことを考慮し、複数の地方自治体による共同実施（共同委託）など、対応可能な仕組みについて、都道府県等の意見も聞いた上で検討が必要ではないか。
- 補足研修については、当面は、東京都の先行事例の補足研修も参考にしつつ、補足研修として必要不可欠な最低限の内容（数科目、半日程度など）を検討・整理できないか。さらに、必要不可欠な最低限の内容を整理した上で、補足研修の選択肢のひとつとして、e-ラーニングなどで全国的に活用可能な仕組みを検討できないか。

認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講の基準

- 認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者は、原則 1 : 1、かつ、乳幼児宅で保育する特性を踏まえ、保育士又は看護師以外の従事者について、一定の研修受講を要件とすることが適当である。
- 幼児教育・保育の無償化との関係では、5 年間の猶予期間中は基準に適合しない認可外の居宅訪問型保育事業者も無償化の対象となる。しかし、5 年間の猶予期間中に計画的な研修受講を推奨し、質の確保・向上を図ることが必要である。

項目	認可外保育施設指導監督基準		改正後 (認可外の居宅訪問型保育事業)
	認可外保育施設 (1 日 6 人以上の乳幼児を保育)	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター／ 1 人の乳幼児を居宅で保育)	
職員	○配置基準（乳幼児）：（保育士） 0 歳児 3 : 1、1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1、4 歳以上児 30 : 1 ○職員：保育者の 3 分の 1 以上が 保育士又は看護師資格が必要	○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員：基準なし (望ましい基準のみ)	○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員： 保育士、看護師 又は 一定の研修を受講した者 ※「一定の研修」については別紙
設備	○全年齢共通 ・ 保育室 1.65㎡以上／人 ・ 調理室、便所	—	—
非常災害に 対する措置	○消火用具、非常口の設置 ○定期的な訓練の実施	—	—
児童の処遇	○保育の内容 ・ 保育所保育指針に準じて行う。 ○給食 ○健康管理・安全確保 ○利用者への情報提供 ○帳簿の整備	(同左) ※一部適用除外	(同左) ※一部適用除外

※ 認可外の家庭的保育事業（1 日に 5 人以下の乳幼児を保育）についても、認可外の居宅訪問型保育事業と同様、基準がない（保育士又は看護師の配置が望ましいという基準のみ）ことから、今般、1 人以上は一定の研修受講を基準とすることが適当である。

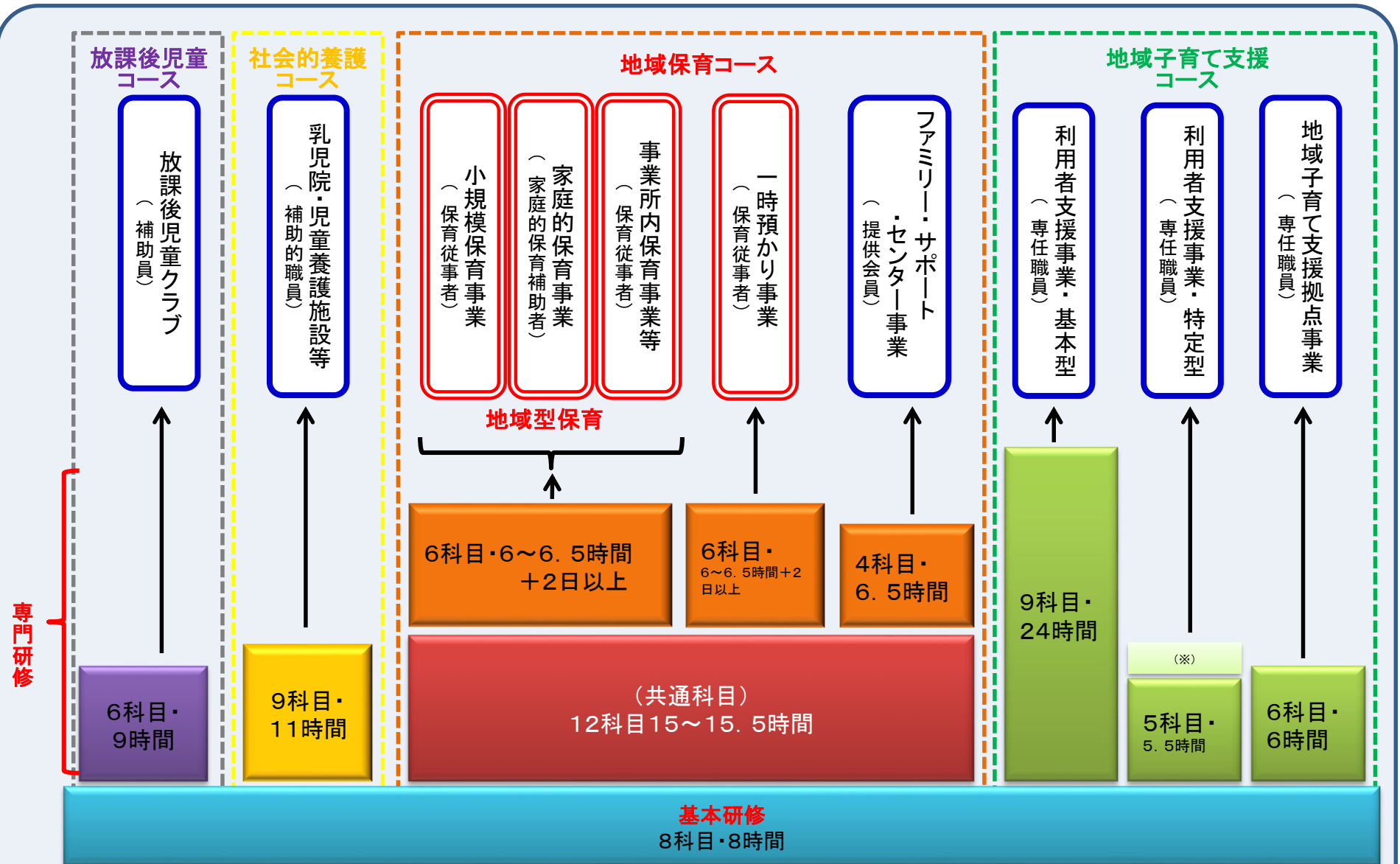
認可外の居宅訪問型保育事業の従事者に受講を求める「一定の研修」について

- 認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容（下表）、すなわち**20時間程度の講義と1日以上の実践演習**の受講を求めることを基本とすることが適当である。
- 具体的な研修としては、以下が考えられる。
 - ① 地方自治体が実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）※1
 - ② （公社）全国保育サービス協会※2が実施する居宅訪問型保育研修
 - ③ 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修
- ※1 子育て支援員研修（地域保育コース）：小規模保育事業の保育従事者、家庭的保育補助者、一時預かり事業保育従事者等のための研修で、約30時間の講義＋2日以上の実習（見学）又は演習
- ※2 全国保育サービス協会：96のベビーシッター事業者（ベビーシッター数：20,855人）が加盟（平成29年度）
- 上記③については、都道府県、指定都市又は中核市が、厚生労働省が示す統一的な内容及びその確認方法※3に基づき、①又は②と同等の研修として認めることが必要であり、運用の詳細については、引き続き検討が必要である。
- ※3 ①の研修については、厚生労働省の通知で、既にかリキュラム・時間数や内容等が示されている。

科目名	時間数
1. 居宅訪問型保育の基礎を理解するための科目	
①居宅訪問型保育の概要	1 時間
②乳幼児の生活と遊び	1 時間
③乳幼児の発達と心理	1.5時間
④乳幼児の食事と栄養	1 時間
⑤小児保健Ⅰ	1 時間
⑥小児保健Ⅱ	1 時間
⑦心肺蘇生法（実技講習）	2 時間
2. 居宅訪問型保育の実践を理解するための科目	
⑧居宅訪問型保育の保育内容	2 時間
⑨居宅訪問型保育における環境整備	1 時間
⑩居宅訪問型保育の運営	1 時間

⑪安全の確保とリスクマネジメント	1 時間
⑫居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	1.5時間
⑬居宅訪問型保育における保護者への対応	1.5時間
⑭子ども虐待	1 時間
⑮特別に配慮を要する子どもへの対応	1.5時間
3. 研修を進める上で必要な科目	
⑯実践演習	1～2 日
4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目	
⑰実施自治体の制度について	1 時間
計	20時間 + 1 日以上の実践演習

子育て支援員の研修体系について



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン適合状況調査サイトについて

子どもの預かりサービスに関するマッチングサイトを運営する事業者について、国が作成した「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」に適合しているかどうかを調査し、調査結果を公表等することにより、マッチングサイト運営事業者に対して、ガイドラインの遵守を促すことを目的とした事業を平成27年度から実施。

(URL : <https://matching-site-guideline.jp/>)

【調査サイト画面】



子どもの預かりサービスのマッチングサイトのガイドライン適合状況調査サイト

ガイドラインとは 適合状況一覧 子どもの預かりサービス関連情報 お知らせ 更新情報 お問い合わせ

……… 子どもの預かりサービスのマッチングサイトをお探しの方 ………

子どもを預ける前に必ず **チェック**✓

ベビーシッターなどを利用する時の留意点 (厚生労働省)

このサイトについて

ガイドライン適合状況調査サイト（以下、本サイト）は、平成30年度の厚生労働省委託事業としてビットクルー株式会社が運営しています。本サイトは、子どもの預かりサービスのマッチングサイト（以下、マッチングサイト）が、厚生労働省が作成した「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」に適合しているかの状況を調査し、調査結果を公表等することで、マッチングサイト運営者に対して、ガイドラインの遵守を促すことを目的としています。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドラインとは

子どもの預かりサービスのマッチングサイト一覧へ ▶

【マッチングサイト一覧】

※掲載に合意したサイト運営事業者のみ掲載している。

No.	サイト名
1	KIDSLINE（キッズライン）
2	ケアファインダー
3	ベビーシッターCRADLE（クレイドル）
4	imom.jp（アイマムドットジェーピー）
5	Child forest（チャイルドフォレスト）
6	comorinet（コモリネット）
7	安心保育予約サイト『子ごころ』
8	保育ママ.com
9	ANYTIMES（エニタイムズ）
10	SERUSAPO（セルサポ）
11	Sitters Bird（シッターズバード）
12	withB（ウィズビー）
13	にこまち
14	KIDSNA（キズナシッター
15	オムニシッター
16	mamacoco（ママココ）

◆ ガイドラインの目的

マッチングサイトでやりとりされる情報の真偽や内容が児童福祉の観点から重要な意味を持つ場合があることから、マッチングサイト運営者が遵守すべきガイドラインを作成することにより、安全かつ安心な保育が行われることを目的とする。

◆ マッチングサイト運営者が遵守すべき事項

- ・ 保育者のマッチングサイトへの登録について
都道府県知事等への届出を行った者に限る。登録の受付の際に証明書類等の提出を求め、定期的な研修の受講状況を確認する。
- ・ 複数登録の禁止について
1人の保育者が1つのマッチングサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること。
- ・ 相談窓口の設置について
保育者及び保護者双方から相談を受ける窓口を設けること。
- ・ トラブル解決のための措置について
保育者と保護者との間でトラブルが生じた場合は、当該トラブルの解決のための措置を講ずること。

◆ マッチングサイトの利用規約に定めるべき事項

マッチングサイトを利用するに当たって保育者が遵守すべき以下の事項について利用規約として定めることが適当。遵守していない保育者を発見した場合は、当該保育者の以後の利用を禁ずることが適当。

- ・ 事前の面接について
保育者は、保護者と事前に面接を行うこと。
- ・ 身分証明書及び都道府県知事等への届出を証明するものの提示について
保育者は、氏名、住所、連絡先を保護者に伝えるとともに、身分証明書及び都道府県知事等への届出証明書類を保護者に示すこと。
- ・ 事前の保育場所の見学等について
保育者は、乳幼児の自宅とは別の場所で保育する場合は、事前に保育場所を見学等させること。
- ・ 保育士証等の提示について
保育者は、保育士や認定ベビーシッター等の資格を持っている場合は、保育士証等を保護者に提示すること。
- ・ 研修の受講状況について
保育者は、研修の受講状況等を保護者に示すこと。
- ・ 保険への加入について
保育者は、賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- ・ 預かっている間の乳幼児の様子報告について
保育者は、預かっている間も利用者の求めに応じて、乳幼児の様子を電話やメールで伝えること。
- ・ 緊急事態への対応について
保育者は、緊急事態が生じた際に、保護者にすぐ連絡するとともに、救急車を呼ぶなど適切な対応をとること。
- ・ 乳幼児の引き渡し時の報告について
保育者は、乳幼児の引き渡しをする際、保育の内容や預かっている間の子どもの様子を書面等により報告すること。

〔利用者・保護者への周知・情報開示〕

- 認可外の居宅訪問型保育事業を利用する利用者・保護者自らが、正しい情報を円滑に把握できる仕組みが必要。これにより、利用者・保護者による事業者の選択に資するとともに、当該情報が利用者・保護者の間でも共有されることにより、事業者の更なる質の確保・向上にもつながると考えられる。
- このため、認可外の居宅訪問型保育事業者及び認可外の家庭的保育事業者については、研修受講の基準を創設することを踏まえ、保育士、看護師等の資格保有状況や、居宅訪問型保育基礎研修や家庭的保育の研修、子育て支援員研修その他これらの研修と同等と認められる研修の受講状況について、研修の区分ごとに都道府県等に届け出ることに加え、利用者・保護者に対し、情報開示を義務付ける必要があるのではないか。
具体的には、事業者のホームページやマッチングサイト等に掲示するか、それが困難な場合（個人でホームページを持たない場合等）には、地方自治体が開示することに同意することを要件としてはどうか。
- 都道府県等においては、事業者から届出されたこうした情報について、ホームページ等で情報提供することが必要である。また、全国的なシステム等でこうした情報を確認できるように検討すべきである。
- その際、個人のベビーシッターの情報開示の扱いが現在では都道府県等ごとに異なっている現状を踏まえ、まずはマッチングサイト等での自主的な情報開示を推奨することが有効ではないか。
その上で、行政による情報開示の在り方については、例えば、個人名や住所・電話番号等は出さない方法での情報開示など、個人情報保護に配慮しながら、統一な開示方法・内容について、地方自治体の意見も十分聞いた上で、更に検討すべきである。
- また、厚生労働省が作成し、周知している「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」については、内容を見直した上で、地方自治体や（公社）全国保育サービス協会、民間の居宅訪問型保育事業者、マッチングサイト運営者等の協力を得て、利用者・保護者にわかりやすい情報提供を行うことが必要である。
その際には、幼児教育・保育の無償化との関係で、3歳以上児と3歳未満児の無償化対象世帯の違いも含め、本来想定されない利用などが行われないう、留意することも周知することが重要である。

施設→保護者への情報提供等

揭示事項

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 建物その他の設備の規模及び構造
 - ・ 施設の名称及び所在地
 - ・ 事業開始年月日
 - ・ 開所時間
 - ・ 保育サービスの内容及び利用料
 - ・ 入所定員
 - ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制（予定も含む）
 - ・ 契約している保険の種類、金額
 - ・ 提携医療機関名と提携内容
 - ・ 緊急時等における対応方法
 - ・ 非常災害対策
 - ・ 虐待防止のための措置に関する事項

保護者への書面交付事項

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 利用料
 - ・ 施設の名称及び所在地
 - ・ 管理者の氏名及び住所
 - ・ 保育サービスの内容
 - ・ 入所定員
 - ・ 契約している保険の種類、金額
 - ・ 提携医療機関名と提携内容
 - ・ 苦情受付職員の氏名及び連絡先

施設→行政への届出等

届出事項・運営状況報告事項（年1回）

- 施設の名称及び所在地（※）
- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地（※）
- 建物その他の設備の規模及び構造（※）
- 事業開始年月日
- 施設の管理者の氏名及び住所（※）
 - ・ 開所時間
 - ・ 保育サービスの内容及び利用料
 - ・ 保育している乳幼児数
 - ・ 入所定員
 - ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制
 - ・ ベビーシッター事業者については、研修受講状況
 - ・ 契約している保険の種類、金額
 - ・ 提携医療機関名と提携内容
 - ・ マッチングサイトURL

（※がついているものは、変更届事項）

注1：運営状況報告については、全て省令事項で、これに加えて、「その他の施設の管理及び運営に関する事項」も報告することとしている。

注2：届出事項については、都道府県は市町村に通知することとされている。

注3：運営状況報告については、都道府県は市町村に通知するとともに、公表することとされている。

（表記について）○：法律規定事項
・：省令規定事項

〔研修受講に関する基準以外の保育内容等を含む基準の運用〕

- 認可外の居宅訪問型保育事業については、監査手法を標準化した上で、監査時に基準適合確認をする際、特に法人の事業者については、法人単位で基準適合を確認するため、一般の認可外保育施設の基準と同じ保育内容等の基準の適合確認を徹底することが必要ではないか。
- その際、認可外の居宅訪問型保育事業の特性に応じた考慮要素も整理して、周知することが必要ではないか。
例えば、利用者宅での原則 1：1 での保育の特性を踏まえた利用児童の年齢や状況、利用時間数・日数に応じた考慮要素（毎日・長時間利用せざるを得ない場合のチームによる保育の必要性、3 歳未満児と 3 歳以上児の保育の内容の違い 等）や、認可外の居宅訪問型保育の事業特性に応じた考慮要素（保護者との連絡、安全確保、乳幼児突然死症候群の予防、保育記録の保存・開示、苦情窓口の保護者への周知等）を整理し、事業者にも周知するとともに、利用者・保護者にも周知すべきではないか。
- 現在の指導監督基準通知については、平成27年度までは 1 日に 6 人以上の乳幼児を保育する施設のみが届出対象であったこともあり、平成28年度から、認可外の居宅訪問型保育事業や認可外の家庭的保育事業の基準を追加しており、指導監督に当たり、わかりにくいという指摘が都道府県等からもある。
認可外の居宅訪問型保育の特性に応じた基準の運用を具体化するためにも、認可外の居宅訪問型保育の特性に応じた指導監督内容などを明記するなど、指導監督基準通知等の見直しが必要ではないか。
- 新しい保育従事者の資格・研修受講の基準については、5 年間の猶予期間があることも踏まえ、幼児教育・保育の無償化の施行と同日である本年10月 1 日とし、法人の事業者、個人のベビーシッターともに、速やかに基準適合を目指すことを求めることが適当である。
都道府県等による基準適合確認（証明書交付）については、都道府県等の監査計画策定が年度単位で今年度分は既に進んでいることや、事業者への周知期間も考慮し、令和 2 年（2020 年）4 月から適用することが必要ではないか。

〔指導監督の方法の標準化〕

- 都道府県等による認可外保育施設に対する立入調査は、児童福祉法に基づき、指導監督基準を満たしているかどうかを現地で確認し、利用者・保護者にも基準適合状況を公表することとしている。この立入調査は利用児童の安全確保のためにも重要であり、適切に、かつ実効性を持って実施されることが必要と考える。
- 現在の指導監督基準通知では、認可外の居宅訪問型保育事業に対しては、都道府県等が必要と判断した場合に指導を行うこととの記載のみで、手法や頻度等は示されていない。これに対し、子ども・子育て支援法の特定教育・保育施設等の指導指針では、集団指導と実地指導の組合せの手法が明示されている。
- 認可外の居宅訪問型保育事業については、実地指導を基本にすることは現実的には困難であり、原則年1回集団指導を行うこととし、苦情等を勘案し、都道府県が必要と判断する場合に、必要に応じ、事業所に立入調査を行うこととしてはどうか。また、その際には、市町村と十分連携することが必要ではないか。
 - （例）個人のベビーシッターの多い地域であれば、市町村が会場確保や事業者への連絡を行った上で、都道府県の認可外保育施設担当が当該会場に出向いて、集団指導を実施するとともに、市町村の保育担当から管内の保育資源等の情報提供を行ったり、管内の保育関係者との意見交換・交流の場を設けたりするなど。
- また、市町村との連携に加え、巡回支援指導員による利用者宅等への巡回について、利用者の同意か希望がある場合には、検討することも有効ではないか。
- さらに、個人のベビーシッターに関する苦情の扱いを整理することが必要ではないか。市町村や消費生活センターなどでの対応に加え、マッチングサイトの運営者の対応が考えられないか。
 - 現在、個人のベビーシッターについては、都道府県等に対し、利用しているマッチングサイトのURLの届出が義務付けられている。都道府県等はマッチングサイトに係るガイドラインを徹底する観点から、都道府県等に届出を行った個人のベビーシッターが一定数利用しているマッチングサイトの運営者に相談窓口の設置を要請するとともに、必要に応じ、個別の苦情等について、都道府県、市町村等との情報共有等を要請することを検討できないか。

- 今般の子ども・子育て支援法改正で、市町村は、幼児教育・保育の無償化の対象である認可外保育施設に対して、施設の確認、必要に応じた施設からの報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、さらに都道府県に対する必要な協力要請の権限が付与されることになる。（本年10月1日施行）
- 特に個人のベビーシッターについて、多数の届出がある都道府県等については、都道府県等による指導監督も必要であるが、幼児教育・保育の無償化の観点からの市町村による調査等が有効かつ現実的と考えられる。
認可外保育施設全般に関することとして、都道府県等と市町村の連携を深める観点からも、子ども・子育て支援法に基づく市町村の権限と、児童福祉法に基づく都道府県等の権限の関係について、本年10月の無償化の施行に向けて整理し、地方自治体に示すことが必要と考える。
- また、現在の指導監督基準通知では、認可外保育施設が多数存在し、年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあっては、
 - ・ 対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと
 - ・ 相当の長期間経営されている認可外保育施設であって児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告の徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱も不適當ではないこと
 - ・ これらの場合にあっては、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこととしている。
- 特に個人のベビーシッターが多数届出されている都道府県等については、市町村とも連携して、集団指導を1年に複数回実施するなど、できる限り年1回以上、指導を行うことに努めることとしつつ、すべての個人のベビーシッターに毎年集団指導を受ける機会を提供することが困難な場合には、対象者を絞って実施したり、隔年で順次機会を提供したりすることなどもやむを得ないのではないか。法人の事業者が多数存在する都道府県等については、法人の事業者についても、過去の運営状況等を踏まえ、隔年で実施することなどもやむを得ないのではないか。

認可外保育施設に係る資格・研修受講等の基準（現行）

- 認可外の保育事業については、乳幼児の年齢に応じた保育従事者の配置数は、認可保育所と原則同じ基準。
（0歳児3：1、1・2歳児6：1、3歳児20：1、4歳以上児30：1）
- その上で、保育士等の資格保有者の割合を規定。（1日6人以上の乳幼児を保育する施設は保育士又は看護師1／3以上）
- 認可外の居宅訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児が5人以下の家庭的保育事業については、現在の児童福祉法の指導監督基準では、保育士、看護師（又は家庭的保育者）の配置が望ましい、とされている。
- 都道府県等による指導監査については、1日6人以上の乳幼児を保育する認可外保育施設は、年1回以上の監査が原則であるが、
 - ・ 1日に5人以下の乳幼児を保育する家庭的保育事業は年1回以上の監査の努力義務、
 - ・ 認可外の居宅訪問型保育事業は都道府県等が必要と判断する場合に実施、と整理。

現行の指導監督基準	認可外の居宅訪問型保育事業 （いわゆるベビーシッター／1人の乳幼児）	認可外の家庭的保育事業 （1日5人以下の乳幼児）	認可外保育施設 （1日6人以上の乳幼児）
資格要件	・ 保育士又は看護師の配置が望ましい（通知）		
研修受講	・ 研修受講状況の届出義務（省令） ・ 都道府県知事等が定める者の実施する研修を5年に1回程度受講することを促す（通知）	・ 保育士、看護師又は家庭的保育者の配置が望ましい（通知）	・ 保育士又は看護師1／3以上（通知）
資格・研修受講等の情報開示	※ 施設・サービスの内容全般について、書面による提示等がなされているか（通知）	・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制の掲示（省令）	・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制の掲示（省令）
指導監査	・ 都道府県が必要と判断する場合に指導を行うこと（通知）	・ できる限り年1回以上行うよう努力すること（通知）	・ 年1回以上行うことを原則とする（通知）

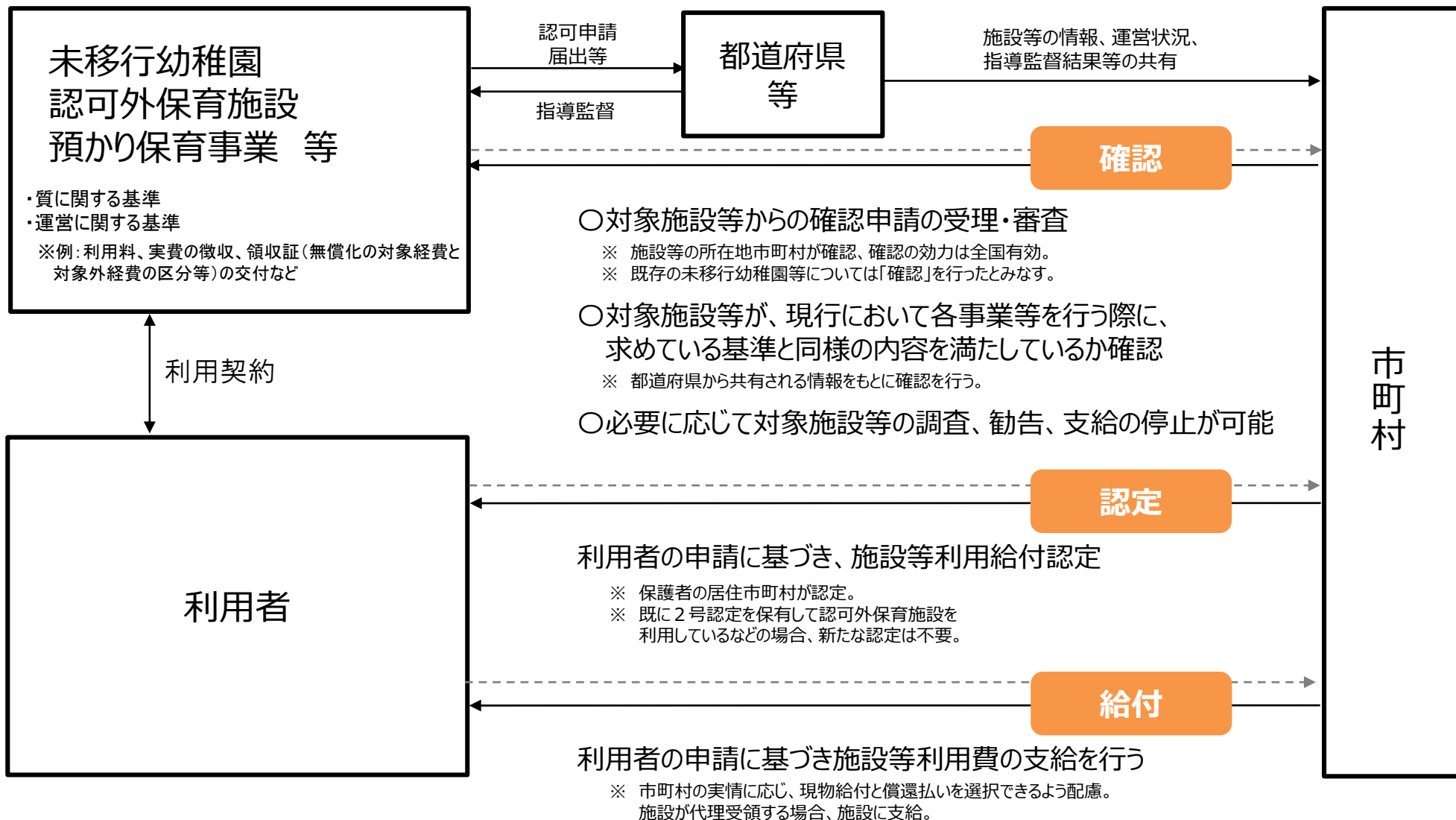
認可外保育施設に係る保育内容・健康管理・安全確保等の基準（現行）

- 保育内容、健康管理、安全確保、利用者への情報提供、備える帳簿等の基準については、基本的に1日6人以上の乳幼児を保育する認可外保育施設と同じ基準が適用される。
- 認可外の居宅訪問型保育事業で適合を求めることが難しい一部の項目（例：乳幼児の健康診断、施設への掲示、必要な遊具等の備え付け等）について、適用しないことができることとしている。

現行の指導監督基準	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター ／1人の乳幼児)	認可外の家庭的保育事業 (1日5人以下の乳幼児)	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児)
保育内容	「必要な遊具、保育用品の備え付け」 「保育室の見学」は適用しないことができるが、それ以外の項目は適切な対応が必要	・保育所保育指針を踏まえた適切な保育の実施 ・保育従事者の人間性と専門性の向上 ・乳幼児の人権への配慮 ・保護者との連絡	等
給食	適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、適切な対応が必要	・調理室があり（家庭的保育事業においては、調理設備）、適切な衛生管理がなされているか ・乳幼児の年齢、発達、健康状態等に配慮した食事内容	等
健康管理 安全確保	「毎月の乳幼児の発育チェック」「乳幼児の健康診断」「医薬品の整備」は適用しないことができるが、それ以外の項目は適切な対応が必要	・乳幼児の健康状態の観察、発育チェック ・乳幼児の健康診断 ・職員の健康診断 ・感染症への対応 ・乳幼児突然死症候群の予防 ・安全確保（賠償責任保険加入等）	等
利用者への 情報提供	必要なサービス内容について書面による提示等がされているか	・施設・サービスに関する内容の掲示 ・契約内容の書面による交付、契約内容等の説明	等
備える帳簿	(施設と同じ)	・職員に関する書類等の整備 ・利用乳幼児に関する書類等の整備	

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う主な事務（イメージ）

- 子どものための教育・保育給付の処理手法を施設等利用給付においても踏襲しつつ、市町村の負担軽減を図る。
- 市町村は、施設等利用給付に係る特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し、都道府県に対して必要な協力を求められるよう規定。



◎特定教育・保育施設等指導指針（抄）

- ※ 特定教育・保育施設等とは、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

3 指導形態等

指導等は、次の形態を基本としつつ、各市町村の実情に応じて実施する。

（1）集団指導

集団指導は、市町村が、特定教育・保育施設等に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

なお、広域利用が行われている特定教育・保育施設等については、確認の権限を有する施設所在地市町村が代表して実施することを基本としつつ、必要に応じて、当該施設に対して施設型給付費等を支給する他の市町村と共同して実施するなど、効率的かつ効果的な実施に配慮すること。

（2）実地指導

市町村は、特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、内閣府令等の遵守に関して、各種指導等を行う。

なお、広域利用が行われている特定教育・保育施設等については、確認の権限を有する施設所在地市町村が代表して実施することを基本としつつ、必要に応じて、当該施設に対して施設型給付費等を支給する他の市町村と共同して実施するなど、効率的かつ効果的な実施に配慮すること。

◎ 特定教育・保育施設等指導指針（抄）

4 指導対象の選定

指導等は全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

（１）集団指導

- ① 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね１年以内に全てを対象として実施する。
- ② ①の集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

（２）実地指導

- ① 全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。実施頻度については、地域の特定教育・保育施設等の内閣府令等の遵守状況、集団指導の状況、都道府県等が行う認可等に関する事務の状況、市町村の実施体制等を勘案して、各市町村が周辺市町村及び都道府県と相談しつつ検討する。
- ② その他特に市町村が実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に随時実施する。

6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、直ちに「特定教育・保育施設監査指針」に定めるところにより監査を行うこととする。

- ① 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ② 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

7 都道府県への情報提供

市町村は、都道府県等に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果の通知及び改善報告書の概要について情報提供を行う。18